日　時　平成二十四年四月二十日（予備、同月二十一日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十三号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月二十七日（予備、同月二十八日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十四号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年四月三十日（予備五月一日、五月二日、五月三日、五月四日及び五月五日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十五号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月七日（予備、同月八日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十六号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月十一日（予備、同月十二日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十七号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月十九日の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第九十八号**

海上におけるチャフ及びフレア発射試験を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十二日

防衛大臣　田中　直紀

日　時　平成二十四年五月二十一日（予備、同月二十二日、同月二十三日、同月二十四日、同月二十五日及び同月二十六日）の一〇〇〇から一七〇〇まで
区　域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域並びにその上空で海面から高度二〇〇〇〇フィート以下までの間
(ア)　北緯三四度三三分一九秒　東経一四〇度二〇分〇〇秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度二二分一九秒　東経一四〇度一〇分三九秒
実施機　次期固定翼哨戒機一機
その他　一　発射試験は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、発射海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　前記区域の各点の緯経度は、世界測地系の数値である。